

# 「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の一部改正について

## 改正の概要

### 【改正の理由】

○滋賀県が条例に基づき実施している、滋賀県心身障害者扶養共済制度における一部事務について、独立行政法人福祉医療機構への住民票の写しや住民票記載事項証明書<sup>1</sup>の提出が不要となったことに併せて、**厚生労働省より心身障害者扶養共済制度における住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）の活用を検討するよう通知があった。**住基ネットを活用することで、事務手続に係る住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（以下、「住民票の写し等」という。）の提出が不要となるため、制度加入者、年金受給権者の負担軽減につながることとなる。については、**住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報<sup>2</sup>を利用する事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を改正する。**

### 【心身障害者扶養共済制度について】

○障害のある方を扶養している保護者の方々の連帯と、相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、**親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的で生まれた制度であり、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する。**

○各都道府県・指定都市が条例に基づき実施する**任意加入**の制度であり、滋賀県では滋賀県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施している。また、都道府県・指定都市が加入者（保護者）に対して負っている責任を、独立行政法人福祉医療機構が保険しており、加入者（保護者）の掛金を管理・運用している。

### 【住基ネットを活用する事務】

○滋賀県心身障害者扶養共済制度において、住民票の写し等の提出を必要とする事務のうち、福祉医療機構へ住民票の写し等の提出が不要であるもの。

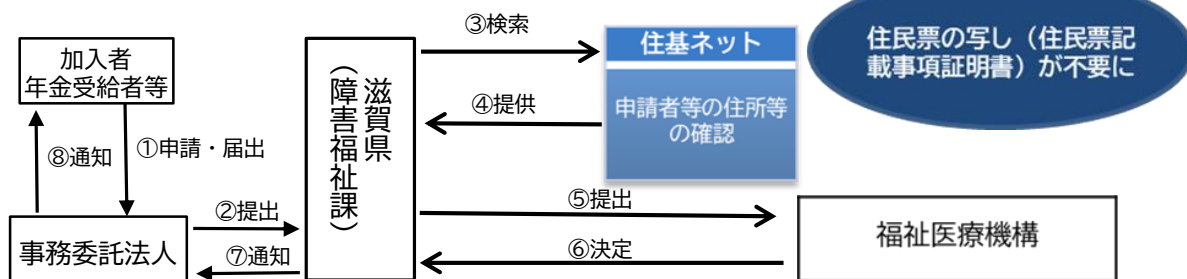
- ・加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査またはその申込みに対する応答
- ・脱退一時金の支給の申出の受理、その申出に係る事実についての審査またはその申出に対する応答
- ・年金受給者の死亡届の受理またはその届出に係る事実についての審査
- ・年金受給者の現況の届の受理またはその届出に係る事実についての審査
- ・知事の行う調査またはその調査に係る事実についての審査

※福祉医療機構と生命保険契約を締結している保険会社が死亡日等を確認する必要がある手続については、福祉医療機構へ住民票の写し等の提出が必要となっているため省略を行わない。

### 【改正箇所】

○滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1（本人確認情報の利用に係る事務）中に、上記の事務を新たに規定する。

### 【住基ネット利用のイメージ】



## 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、「滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 45 年滋賀県条例第 18 号）による同条例第 5 条第 1 項の承認、同条例第 16 条第 1 項の脱退一時金の支給、同条例第 20 条第 3 項第 2 号もしくは第 4 項の届出または同条第 5 項の調査に関する事務であって規則で定めるもの」を追加することとします。（別表第 1 関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1から10まで 省略</p> <p>（新設）</p> <p>11から18まで 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1から10まで 省略</p> <p>11 <u>滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>12から19まで 省略</p> <p>別表第2 省略</p>